

令和3年12月 河北町農業委員会総会（第12回）

令和3年12月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和3年12月27日（月曜日）午後1時54分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議第41号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 増川事務局長

令和3年12月の河北町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。大雪の中で足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。始めに、農林振興課としてですけれども、12月3日から9日まで12月議会が開かれました。その中で河

北町稲作経営緊急支援交付金ということで、1,800万円を超える額の補正をさせていただきました。それで、今回のコロナウィルスに関連して米価が下落しているということで、中食外食が減っているということで米価が下落しているということで、主食用米を生産している方に、酒米も含めてでありますけども、生産販売する農家を支援するというので、河北町農業再生協議会を起こしまして10アール当たり2千円の支援金を出したいと思って、通知を各生産米を作られている農家の方に、送らせていただいて土曜日頃届いたことと思います。ということでお知らせさせていただきます。

1,800万円を超える補正をさせていただいて、支給を28日、明日には各口座に支払われるものと思います。

あともう一つ、農商工連携ということで、これまで組織を作るということで、課題になってきたわけでありまして、年明けて1月に協議会を設立したいということで、計画を進めているところであります。以上ご報告をさせていただきます。

あと、皆さんの机の上にお菓子が上がっていると思いますけども、後藤委員の方から、病気見舞いの返礼ということでいただきました。

それでは、会議の方をよろしくお願いいたします。

#### ○ 堀米会長

はい、皆さんどうもご苦労様でございます。早いもので12月の総会ということで、今年もあと少しで終わるところであります。今事務局長からもあったように、コロナの問題が春先からずっと言ってきましたが、事あるごとにコロナが前に出てきて、面白いことが何も出来なかったな、という1年間だったなと思います。来年は今の段階、オミクロンだとか言って新しいものが出てきつつある、東北の方にも移動してくるのかな、という状態です。正月を迎えるに当たって、必要な対策を十分にとっていただいて、我々の仲間からコロナを出したりしないように十分気を付けていただきたいと思えます。まあ、先ほど事務局長も言っておりましたが、12月の20日頃までは雪も降らないし、去年と違っていいな、と思ってたんですが、3日前からこのような雪ということで、一瞬にして大雪の状態。若干の差はあろうかと思えますけども、私のいる山手の方は、出てくるにも一仕事、といった状態です。今晚が峠とのことっておりますので、その後の雪片付け等々あろうかと思えます。お互い注意して、事故怪我等ないようにしていただきたいと思えます。旧庁舎での総会、今回が最後となります。来年は4日から新庁舎に移るということで、それに合わせて我々農業委員会も、新しい部屋でとなります。正月を迎えるに当たって、皆さんも十分注意して過ごしていただけたらと思えます。今日はご苦労様です。

#### ○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では次第に基づきまして、日程第1から会長に座長になっていただいて進めていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。



田、ほか12筆で計9,470㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

以上6件です。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました。これに関しては所有権移転ということで、相続による届け出によるものです。

これに関して皆さんから何か質問等ありますでしょうか。

はい、ないようであります。この件に関してはこのまま進めていただきたいと思えます。

続きまして、報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページになります。報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号127番及び128番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、484㎡のうち7.87㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、公共事業で該当する部分の解約とのことです。

続きまして申請番号129番及び130番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか1筆で計101.48㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、公共事業で該当する部分の解約とのことです。

次に、資料の5ページになります。申請番号131番及び132番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、ほか2筆で計6,464㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためとのことです。

次に、申請番号133番、所在地 谷地字高嶋（タカシマ）●●●●、田、948㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのこと

とです。

次に、申請番号134番及び135番、所在地 大字岩木字童子（ドウジ）●●●●●、田、ほか1筆で計2，761㎡です。渡し人の、相続人 ●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、被相続人の●●●●●さんが●●●●●年に亡くなったことによるもので、今後は自作するためです。

次に、資料6ページになります。申請番号136番及び137番、所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●●、畑、ほか2筆で計2，360㎡です。渡し人の、相続人 ●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、被相続人の●●●●●さんが●●●●●年に亡くなったことによるもので、今後は自作するためです。

次に、申請番号138番、所在地 谷地字根際（ネギワ）●●●●●、樹園地、277㎡1筆です。渡し人の、●●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

以上12件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。合意解約等の内容になります。このことについて皆さんから何か質問等あればお受けいたします。はい、無いようですので、この件に関してもこのまま取り進めます。

続きまして議第40号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の7ページをご覧ください。議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号49番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字熊野嶋（クマノシマ）●●●●●、田、ほか2筆で計5，705㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号50番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字高嶋（タカシマ）●●●●●

●、田、ほか5筆で計4, 176㎡です。渡し人は、●●●●さんで、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号51番、賃借権の設定です。所在地 谷地字高嶋（タカシマ）●●●●、田、740㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、資料8ページ、申請番号52番、賃借権の設定です。所在地 谷地字高嶋（タカシマ）●●●●、田、948㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号53番、賃借権の設定です。所在地 西里字両所（リョウショ）●●●●、田、2, 384㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号54番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字稻荷原（イナニバラ）●●●●●、田、ほか1筆で計1, 906㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号55番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●●、田、ほか3筆で計7, 830㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号56番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字柏川尻（カシワカワジリ）●●●●●、畑、ほか1筆で計3, 677㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

資料の9ページになります。申請番号57番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字千苺（センガリ）●●●●●、田、ほか3筆で計8, 452㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上9件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

これについては現地確認していると思いますので、49番から順次報告をお願いいたします。最後に質問等をお受けしたいと思います。では49番から。

○ 後藤委員

はい、49番、寒河江川の宝、日田側の田んぼで、熊野嶋としたら、一番尻の方の所です。昨年まで●●●●さんが転作で大豆作ってたんですけども、2年前から返すという約束してて、今年返したということでしたけども。●●●●という会社、よくわからないのですが、東根の方で大分稲作をやってるということで。ただ、私等でさえ、宝、日田の人達でさえ、なかなか借りたがらない場所なもんですから、果たして東根から来てやれるのかな、と一抹の不安はあるんですけども。ただ熊野嶋地区に関してとりあえず作ってくれる方がいるだけでも、安堵しているところであります。

あと、54、55、56、57ですね。54に関しては●●●●さんの丁度苗の育苗ハウス、乾燥機、作業場の隣接地で、これも●●●●さんが作ってくれないと、誰も作ってくれない農地で、●●●●さんとこも後継者も出来たので、何とか管理してくれるんじゃないかな、と思っております。

55、56、57に関しては借りる方の●●●●さん、溝延きってのホープですので、問題ないかと思えます。

○ 議長（会長）

はい、それでは50番。

○ 齋藤代理

はい、それでは50番、51番、52番について現地報告をいたします。同じ町内会にあるもんですから、●●●●さんと、●●●●さんは、お婿さんでして、●●●●さんが高齢になったということで、お婿さんに作ってもらいたいとなったんだと思います。

●●●●さんの田も●●●●さんが作っておりますので、●●●●さんにそのまま作っていただくという形だと思います。畑はさくらんぼとりんご、あと田んぼということで、大変きれいにこれまでも作っておりますので、何ら問題ないかと思えます。

○ 議長（会長）

はい、それでは53番。

○ 岡崎委員

53番ですが、本日現地確認を行ったところ、問題はないかなと思って見てまいりました。

○ 議長（会長）

はい、只今説明してもらいました。これに関して皆さんから何か質問等あればお受けいたします。はい、今田委員。

- 今田委員  
49番の借り受け人の●●●●、東根の方だから、多分耕作証明書求めたと思うんだけど、これは河北町だけの面積でしょうか。それとも東根も入った面積でしょうか。
- 事務局（奥山）  
河北町だけの面積です。
- 今田委員  
河北町のみ耕作面積が7, 208㎡あるということですか。
- 事務局（奥山）  
はい。
- 今田委員  
東根で結構大きな会社で、俗に●●●●と言っている。河北町に7反歩あるのか。
- 原田委員  
山王さあるんだ。
- 今田委員  
山王さいっぱいあんながれ。河北町で7反歩くらいあつから、別に東根の耕作証明はいらぬということだべね。後藤委員、熊野嶋で河北町では、賃貸借の参考ですと、ABCの何になるんだべね。
- 後藤委員  
私等からするとCランクになる。宝、日田衆からするとAランク。今回●●●●さんが撤退するので、田んぼとして熊野嶋で作ってるのは私だけになります。溝延から行ってるのは。
- 今田委員  
溝延地区の人・農地プランさは入ってないのか。
- 後藤委員  
これは入ってないです。宝、日田地区さは要請してるんだけど、誰一人手を上げておりません。
- 今田委員  
実際、耕作料が11,000円だからね。

○ 後藤委員  
寒河江市は11,000円だからね。

○ 今田委員  
寒河江市さ合わせたってこと。

○ 後藤委員  
みたいだね。

○ 議長（会長）

はい、現地確認の説明ありました。これに関して皆さんから質問等ありましたらお受けいたします。ないようでしたら賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

次に、議第41号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の10ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。11ページが総括表になります。

所有権移転が1件と、賃貸借設定が10件になります。

資料の12ページをお開きください。

申請番号160番、所有権移転です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、901㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当1,442,800円で、総額1,300,000円です。

次に、13ページ、賃貸借設定です。申請番号159番及び、申請番号161番から169番の田んぼの賃貸借設定につきましては、いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきたいと思います。

資料13ページに戻っていただいて、申請番号163番の所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、樹園地ほか3筆で合計3,100㎡の賃貸借設定につきましては、渡し人が、●●●●さん、受け人は●●●●さんの貸借となります。これまで基盤強化法で賃借していたものの再契約となります。

次に、資料14ページ、申請番号167番の所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●畑ほか1筆で計1,046㎡の賃借権設定については、渡し人が、●●●●●さん、受け人は●●●●●さんです。新規契約となりますが、理由については、労力不足のためとのことです。

以上11件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただいま説明ありました内容について、皆さんから何か質問等ありましたらお受けいたします。後藤委員。

○ 後藤委員

ちょっとすみません、これ、溝延地区とかでなく、総体的な質問なんですけども、溝延地区利用改善組合の組合長のハンコは必ず要るんだか。

○ 事務局（奥山）

はい、田んぼについては組合長の印鑑が要するというでもらってます。畑は要しないことになってまして、もらってないため、説明させていただきました。

○ 後藤委員

私、溝延地区の組合長やってるんだけど、まあ、159番についてハンコ押した記憶ないんですよ。あとのものについてはハンコ押してるんだけど、ちょっと記憶ないもんだから。必ず要るのかどうかと思って。

○ 事務局（奥山）

では、今申請書持ってきます。

○ 議長（会長）

ではしばらくお待ちください。

———確認済———

○ 後藤委員

いいです。進めてください。

○ 議長（会長）

はい、今回はいいそうですが、公的な文書提出に関しては、本人の問題ではあるんですけども、本人から押してもらったかどうか、事務局も確認するようにしてください。

そのほかありませんか。無いようです。それではこの件に関しても賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員ですので許可いたします。以上で今日の議題は全て終了いたしました。

以上で総会の方は終わります。

午後 2 時 3 0 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---